



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○種畜証明書の交付 (畜産振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (4件) (治山林道課)	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	3
◎土砂災害警戒区域の指定 ( " )	4
○道路の供用開始 (道 路 課)	10
◎指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任 (建築指導課)	10
○高知県収入証紙売りさばき所の名称の変更の承認 (会計管理課)	11
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地及び名称の変更の承認 ( " )	11
○高知県収入証紙売りさばき人の名称の変更の届出 ( " )	11
公 告	
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	11
○換地計画の適否決定 (北川村) (農業基盤課)	11
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	11
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (12・9 揭示)	11
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 ( " )	12
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	12
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	12

規 則

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第76号

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第10項第7号中「認められる」を「認められるものである」に改め、同項第8号中「おそれがない」を「おそれがないものである」に改め、同条第29項を同条第30項とし、同条第26項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、同条第25項中「第23項第1号」を「第24項第1号」に改め、同項を同条第26項とし、同条第22項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、同条第21項第2号ア及びイ中「認められる」を「認められるものである」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項第9号中「おそれがない」を「おそれがないものである」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項第2号ア中「認められる」を「認められるものである」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項第1号ア及びイ中「認められる」を「認められるものである」に改め、同項を同条第19項とし、同条第14項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、同条第13項第2号イ及びウ中「認められる」を「認められるものである」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 条例第20条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場

所以外の場所においてはその目的を達することができないと認められるものであること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるものであること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないものであること。

第17条第78号中「掲げるもの。」を「掲げるもの」に改める。

第19条第1号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県立自然公園条例施行規則（次項において「新規則」という。）第14条第12項の規定は、この規則の施行後にされる高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）第20条第4項の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。

3 新規則第19条の規定は、この規則の施行後に普通地域内において着手される行為について適用し、この規則の施行前に普通地域内において着手された行為については、なお従前の例による。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第705号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11342355384	平27・12・4	若咲良 (全和2014子高褐1001)	牛	褐毛和種	平25・12・24	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11455183966	平27・12・4	南鯨 (全和2014子高褐60)	牛	褐毛和種	平26・6・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11444550311	平27・12・4	桜王子 (全和2014子高褐154)	牛	褐毛和種	平26・12・3	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

**高知県告示第706号**

平成27年10月農林水産省告示第2418号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡四万十町中神ノ川608番地 7  
イ 氏名  
田村 隆子
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡十川村大野619番地  
イ 氏名  
芝 正治
  - (3)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡梶原町梶原1135番地 2  
イ 氏名  
内野 洋平
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成8年10月農林水産省告示第1689号
  - (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第707号**

平成27年11月農林水産省告示第2440号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
中村市蕨岡乙3858番地  
イ 氏名  
松田 茂信
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
中村市蕨岡甲156番地  
イ 氏名

<p>谷口 巖夫 (3)ア 登記簿記載の住所 中村市巖岡乙3856番地 イ 氏名 松田 彦三</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年11月農林水産省告示第1749号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第708号</b> 平成27年11月農林水産省告示第2441号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年12月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3402番地 イ 氏名 山崎 昭洋 (2)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市北山一丁目66番9-305号 イ 氏名 大利 政美 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町中追1162番地 イ 氏名 山崎 政秋 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡横畠村横畠8番屋敷 イ 氏名 細川 興次郎 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡横畠村横畠南2011番地 イ 氏名 細川 忠光 (6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡横畠村横畠147番屋敷 イ 氏名</p>	<p>細川 忠光 (7)ア 登記簿記載の住所 香川県香川郡香川町大字浅野2233番地23 イ 氏名 中村 憲生 (8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山113番屋敷 イ 氏名 高橋 仙太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年12月農林水産省告示第1900号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第709号</b> 平成27年11月農林水産省告示第2443号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年12月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡能津村長畑1084番地 イ 氏名 中野 安次 (2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町楠瀬685番地 イ 氏名 山本 猛 (3)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉甲656番地3 イ 氏名 畑山 正徳 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村長畑1581番地 イ 氏名 畑山 博 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村鴨地239番地 イ 氏名</p>	<p>田中 豊實 (6)ア 登記簿記載の住所 高知市帯屋町75番地 イ 氏名 片岡 金義 (7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村鴨地239番地 イ 氏名 田中 八重次郎 (8)ア 登記簿記載の住所 香美市物部村大板1198番地 イ 氏名 山崎 義行</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年11月農林水産省告示第1748号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第710号</b> 高知地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年12月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成27年12月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 作業種類 基準点測量 2 作業期間 平成27年11月1日から平成28年2月29日まで 3 作業地域 高知市薊野西町一丁目、薊野西町二丁目及び薊野西町三丁目の全部並びに同市東秦泉寺の一部地区 <b>高知県告示第711号</b> 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。 平成27年12月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>香美市土佐山田町角茂谷（追加） (1) 標柱を設置した土地の地番</p>
--	--	--

標柱番号	所在地	地番
12	香美市土佐山田町角茂谷字藤林	4489-2

(2) 区域

平成23年11月高知県告示第744号で指定した香美市土佐山田町角茂谷急傾斜地崩壊危険区域内（以下「744号区域」という。）に存する標柱7と744号区域に存する標柱6を直線で結んだ線、744号区域に存する標柱6と12を直線で結んだ線及び標柱12と744号区域に存する標柱7を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第712号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
208-91-012	高岡川	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-014a	宮ノ谷川(1)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-014b	宮ノ谷川(2)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-015	福良川	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-016	市中原川	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-019	小筑紫谷川(2)	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91	小筑紫	宿毛市小筑紫町小筑紫	土石流

-020	谷川(3)	(別紙図面のとおり)	
208-91-021	小筑紫谷川(4)	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-022	小筑紫谷川(5)	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-023	大海谷川(1)	宿毛市小筑紫町大海 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-024	大海谷川(2)	宿毛市小筑紫町大海 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-026	伊与野川(1)	宿毛市小筑紫町伊与野 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-205	栄喜谷川(1)	宿毛市小筑紫町栄喜 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-206	栄喜谷川(2)	宿毛市小筑紫町栄喜 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-207a	栄喜谷川(3)	宿毛市小筑紫町栄喜 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-207b	栄喜谷川(4)	宿毛市小筑紫町栄喜 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-210	福良谷川(3)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-211	カジヤシキ川(1)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-212	カジヤシキ川(2)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-213	福良谷川(4)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流

208-91-214	石原谷川(1)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-215	石原谷川(2)	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-216	石原谷川(3)	宿毛市小筑紫町石原 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-217	大海谷川(3)	宿毛市小筑紫町大海 (別紙図面のとおり)	土石流
208-91-225	伊与野川(2)	宿毛市小筑紫町伊与野 (別紙図面のとおり)	土石流
I-3967	伊与野東	宿毛市小筑紫町伊与野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3969	伊与野(1)	宿毛市小筑紫町伊与野及び大海 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3970	大海(2)	宿毛市小筑紫町大海 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3971	大海(1)	宿毛市小筑紫町大海 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3972	大海(3)	宿毛市小筑紫町大海 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3973	大海(南)	宿毛市小筑紫町大海 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3974	小筑紫(北)(2)	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3976	小筑紫中	宿毛市小筑紫町伊与野及び小筑紫 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3977	小筑紫町七日	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

	島			-015	川	(別紙図面のとおり)			
I-3979	小筑紫南	宿毛市小筑紫町小筑紫(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-93-016	杉谷川	土佐清水市下ノ加江(別紙図面のとおり)	土石流	209-97-016	小碓川 土佐清水市浦尻(別紙図面のとおり) 土石流
I-3981	福良(2)	宿毛市小筑紫町福良(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-93-017	常ヶ谷川	土佐清水市下ノ加江(別紙図面のとおり)	土石流	209-97-212	呼嶽山谷川(1) 土佐清水市清水(別紙図面のとおり) 土石流
I-3983	石原	宿毛市小筑紫町石原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-93-208	彌次郎谷川	土佐清水市鍵掛(別紙図面のとおり)	土石流	209-97-213	呼嶽山谷川(2) 土佐清水市清水(別紙図面のとおり) 土石流
II-8160	伊与野(2)	宿毛市小筑紫町伊与野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-008	奥の川	土佐清水市大浜(別紙図面のとおり)	土石流	209-97-214	ミコグラ川 土佐清水市浦尻(別紙図面のとおり) 土石流
II-8161	下モ谷	宿毛市小筑紫町福良(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-009	大浜川	土佐清水市大浜(別紙図面のとおり)	土石流	209-97-506	呼嶽山谷川(3) 土佐清水市清水(別紙図面のとおり) 土石流
II-8162	伊与野(3)	宿毛市小筑紫町伊与野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-010a	東谷川右支川	土佐清水市中浜(別紙図面のとおり)	土石流	I-4059	立石東 土佐清水市立石(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
II-8163	青瀬山	宿毛市小筑紫町小筑紫(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-010b	東谷川	土佐清水市中浜(別紙図面のとおり)	土石流	I-4060	立石西 土佐清水市立石(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
II-8164	伊与野(4)	宿毛市小筑紫町伊与野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-011	谷前川及び雉子谷川(1)	土佐清水市中浜(別紙図面のとおり)	土石流	I-4061	東谷(2) 土佐清水市布(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
II-8165	南峯山	宿毛市小筑紫町大海(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-012	谷前川及び雉子谷川(2)	土佐清水市中浜(別紙図面のとおり)	土石流	I-4062	布東谷(東) 土佐清水市布(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
II-8166	ハエサキ	宿毛市小筑紫町大海(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-99-207	松尾山谷川	土佐清水市大浜及び松尾(別紙図面のとおり)	土石流	I-4063	布東谷(西) 土佐清水市布(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
II-8167	北峯山	宿毛市小筑紫町大海(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-013	厚生町谷川	土佐清水市厚生町(別紙図面のとおり)	土石流	I-4064	布高手 土佐清水市布(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
II-8170	政所	宿毛市小筑紫町福良(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-014	大碓谷川(1)	土佐清水市浦尻(別紙図面のとおり)	土石流	I-4065	布郷 土佐清水市布(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
II-8507	伊与野(5)	宿毛市小筑紫町伊与野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	209-97-015	大碓谷川(2)	土佐清水市浦尻(別紙図面のとおり)	土石流	I-4066	神母原(1) 土佐清水市布(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
209-93-014	正谷川	土佐清水市下ノ加江(別紙図面のとおり)	土石流					I-4068	布浦(南) 土佐清水市布(別紙図面のとおり) 急傾斜地の崩壊
209-93	摺木谷	土佐清水市下ノ加江	土石流						

I-4069	三次郎谷	土佐清水市布（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4070	下浦（南）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4072	船場（南）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4073	船場（1）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4074	船場（2）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4079	長野下（1）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4080	長野下（2）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4081	長野（1）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4083	鍵掛（1）	土佐清水市鍵掛及び下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8352	立石（1）	土佐清水市立石（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8353	立石（2）	土佐清水市立石（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8354	立石（3）	土佐清水市立石（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8355	布	土佐清水市布（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8356	神母原（2）	土佐清水市布（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8357	長笹	土佐清水市布（別紙図	急傾斜地の崩壊

		面のとおりに）	
II-8371	長野（2）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8372	長野（3）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8373	長野（4）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8374	長野（5）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8375	長野（6）	土佐清水市下ノ加江（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8377	鍵掛（2）	土佐清水市鍵掛（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8509	ツルベ谷	土佐清水市布（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4087	以布利（北）	土佐清水市以布利（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4088	以布利（1）	土佐清水市以布利（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4089	以布利（2）	土佐清水市以布利（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-375	以布利（3）	土佐清水市以布利（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4095	窪津（北）	土佐清水市窪津（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4096	窪津（南）	土佐清水市窪津（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8395	払川	土佐清水市大浜及び松尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-4128	グリーンハイツ	土佐清水市浦尻及びグリーンハイツ（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4148	広畑（東）	土佐清水市以布利及び加久見（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8404	浦尻（6）	土佐清水市清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8405	浦尻（7）	土佐清水市浦尻及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
408-48-021	貝ノ川谷川（1）	高岡郡津野町貝ノ川（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-022	久保川谷川（2）	高岡郡津野町久保川（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-024a	姫野々川（2）	高岡郡津野町姫野々（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-024b	姫野々川（3）	高岡郡津野町姫野々（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-025	姫野々川（1）	高岡郡津野町山崎（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-026	東佐古谷川	高岡郡津野町山崎（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-204	西郷川	高岡郡津野町西郷（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-234	貝ノ川谷川（4）	高岡郡津野町貝ノ川（別紙図面のとおりに）	土石流
408-48-235	貝ノ川谷川（3）	高岡郡津野町貝ノ川（別紙図面のとおりに）	土石流

408-48-236	貝ノ川 谷川 (2)	高岡郡津野町貝ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-237	久保川 谷川 (3)	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-238	久保川	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-59-201	床鍋川 支川 (1)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	土石流
408-59-202	床鍋川 支川 (2)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	土石流
408-59-203	床鍋川 支川 (3)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	土石流
408-59-204	床鍋川	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	土石流
408-48-002a	梶足川 (1)	高岡郡津野町梶足石原 野(別紙図面のとおり)	土石流
408-48-002b	梶足川 (2)	高岡郡津野町梶足石原 野(別紙図面のとおり)	土石流
408-48-008	ユル谷 川	高岡郡津野町杉ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-012	日ノ奥 谷川	高岡郡津野町杉ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-014	竹谷川	高岡郡津野町舟野(別 紙図面のとおり)	土石流

408-48-015	赤木谷 川(1)	高岡郡津野町赤木(別 紙図面のとおり)	土石流
408-48-016	赤木谷 川(2)	高岡郡津野町赤木(別 紙図面のとおり)	土石流
408-48-017	細谷川	高岡郡津野町赤木(別 紙図面のとおり)	土石流
408-48-018	赤木口 谷川	高岡郡津野町赤木口 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-225	中桑の 川(1)	高岡郡津野町中桑の川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-226	中桑の 川(2)	高岡郡津野町中桑の川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-227	桑の川	高岡郡津野町上桑の川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-228	上桑の 川支川 (1)	高岡郡津野町上桑の川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-229	上桑の 川支川 (2)	高岡郡津野町上桑の川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-230	白保者 谷川	高岡郡津野町上桑の川 (別紙図面のとおり)	土石流
408-48-231	赤木谷 川(3)	高岡郡津野町赤木(別 紙図面のとおり)	土石流
408-48-232	赤木中 川	高岡郡津野町赤木(別 紙図面のとおり)	土石流
408-48-233	赤木下 川	高岡郡津野町赤木(別 紙図面のとおり)	土石流
I-2882	山崎	高岡郡津野町姫野々 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2883	下元	高岡郡津野町姫野々	急傾斜地の崩壊

		(別紙図面のとおり)	
I-2890	久保川 (2)	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2891	久保川 (3)	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2892	久保川 (4)	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2893	床鍋 (1)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2894	床鍋 (2)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2895	床鍋 (3)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2902	貝ノ川 (1)	高岡郡津野町貝ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2903	貝ノ川 (2)	高岡郡津野町貝ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2904	貝ノ川 (3)	高岡郡津野町貝ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5459	蛭子屋 敷	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5460	大津伊	高岡郡津野町久保川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5464	上屋敷 (1)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5465	上屋敷 (2)	高岡郡津野町貝ノ川床 鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-5466	上屋敷 (3)	高岡郡津野町貝ノ川床鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5467	床 鍋 (4)	高岡郡津野町貝ノ川床鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5468	床 鍋 (5)	高岡郡津野町貝ノ川床鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5469	蟻通東	高岡郡津野町貝ノ川床鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5470	和田屋敷(1)	高岡郡津野町貝ノ川床鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5471	和田屋敷(2)	高岡郡津野町貝ノ川床鍋(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5473	永 野 (3)	高岡郡津野町永野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5474	貝ノ川 (4)	高岡郡津野町貝ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5475	貝ノ川 (5)	高岡郡津野町貝ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5476	貝ノ川 (6)	高岡郡津野町貝ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2905	赤 木 (1)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2906	桑 中 (1)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2907	赤 木 (2)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-2908	舟 野 (1)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2909	舟 野 (2)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2914	大本	高岡郡津野町白石(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2915	白石	高岡郡津野町白石(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2922	白河瀬	高岡郡津野町黒川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2923	栗ノ木	高岡郡津野町杉ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2926	石 指 (1)	高岡郡津野町杉ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2927	石 指 (2)	高岡郡津野町杉ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2928	鍵野々 (1)	高岡郡津野町杉ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2942	赤 木 (3)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5477	赤木団地	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5478	芝谷	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5479	山口	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5480	赤 木 (4)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5481	桑 中 (2)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-5482	桑 中 (3)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5483	サコ屋敷	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5484	上桑ノ川(1)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5485	上桑ノ川(2)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5486	上桑ノ川(3)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5487	上桑ノ川(4)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5488	上桑ノ川(5)	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5489	神山谷	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5490	舞ノ川	高岡郡津野町赤木(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5494	上八屋式	高岡郡津野町白石(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5495	船野	高岡郡津野町白石(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5496	梶足	高岡郡津野町白石(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5524	鍵野々 (2)	高岡郡津野町杉ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5554	大西	高岡郡津野町白石(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
421-81-003	谷屋敷	幡多郡黒潮町藤縄(別紙図面のとおり)	土石流



421-81-004	エラ谷川	幡多郡黒潮町伊与喜(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-005	みやき谷川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-006	上ノ谷川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-007	市野々川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-009	城谷川	幡多郡黒潮町不破原(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-010	東山谷	幡多郡黒潮町不破原(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-011	伊与喜谷川(4)	幡多郡黒潮町伊与喜(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-015	家の谷	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-016a	熊井川(6)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-016b	熊井川(7)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-210	藤縄	幡多郡黒潮町藤縄(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-211	猿谷川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-212	ウツゲブリ谷川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-213	ハギノチ谷	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流

421-81-214	吹きの谷川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-215	竹本谷川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-216	九代地谷川	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-228a	カシハラ谷川(1)	幡多郡黒潮町不破原(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-228b	カシハラ谷川(2)	幡多郡黒潮町不破原(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-229	熊井川(8)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-502	伊与喜谷川(5)	幡多郡黒潮町伊与喜(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-503	伊与喜谷川(6)	幡多郡黒潮町伊与喜(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-504a	熊井川(4)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-504b	熊井川(5)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-505a	熊井川(1)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-505b	熊井川(2)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-505c	熊井川(3)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流
421-81-506	熊井川(9)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	土石流

421-82-007	鈴東谷川	幡多郡黒潮町鈴(別紙図面のとおり)	土石流
421-82-216a	小鈴谷川(1)	幡多郡黒潮町鈴(別紙図面のとおり)	土石流
421-82-216b	小鈴谷川(2)	幡多郡黒潮町鈴(別紙図面のとおり)	土石流
I-3316	城ヶ谷	幡多郡黒潮町不破原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3317	不破原中	幡多郡黒潮町不破原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3318	梶原	幡多郡黒潮町不破原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3319	松ノハナ(1)	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3320	サル谷	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3321	丸山	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3322	平野	幡多郡黒潮町市野々川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3326	竹ノハナ	幡多郡黒潮町伊与喜(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3327	伊与喜(西)	幡多郡黒潮町伊与喜(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3328	熊井(東)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3329	熊井(西)	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3330	熊井	幡多郡黒潮町熊井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-3331	東藤縄	幡多郡黒潮町藤縄 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3332	上藤縄	幡多郡黒潮町藤縄 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3333	藤縄	幡多郡黒潮町藤縄 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3334	フカセ	幡多郡黒潮町藤縄 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3350	深瀬 (1)	幡多郡黒潮町藤縄 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7086	藤本 (1)	幡多郡黒潮町不破原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7087	藤本 (2)	幡多郡黒潮町不破原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7088	長池	幡多郡黒潮町不破原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7089	サイコ 谷	幡多郡黒潮町不破原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7090	横竹	幡多郡黒潮町不破原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7091	大塚	幡多郡黒潮町不破原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7092	松ノハ ナ(2)	幡多郡黒潮町市野々川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7093	竹本谷	幡多郡黒潮町市野々川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7094	タナ田	幡多郡黒潮町市野々川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7095	神ミラ ンジ	幡多郡黒潮町市野々川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7096	市野々 川	幡多郡黒潮町市野々川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7097	坂本	幡多郡黒潮町市野々川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7098	カカ谷 口	幡多郡黒潮町市野々川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7099	ワカバ 谷	幡多郡黒潮町伊与喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7100	伊与喜 (2)	幡多郡黒潮町伊与喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7101	シメジ	幡多郡黒潮町熊井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7102	カジヤ ノクボ	幡多郡黒潮町熊井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7103	家ノ前	幡多郡黒潮町熊井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-308	伊与喜 (3)	幡多郡黒潮町伊与喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-309	深瀬 (2)	幡多郡黒潮町藤縄 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-310	深瀬 (3)	幡多郡黒潮町藤縄 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3311	鈴八幡 山	幡多郡黒潮町鈴 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3312	小鈴	幡多郡黒潮町鈴 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7083	久保浦 (2)	幡多郡黒潮町熊野浦 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7084	久保浦 (3)	幡多郡黒潮町熊野浦 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7085	久保浦 (4)	幡多郡黒潮町佐賀 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-306	久保浦 (5)	幡多郡黒潮町熊野浦 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第713号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町宮内字一貫田259番1から 高岡郡四万十町宮内字又三郎田588番3まで	390	平成27年12月22日

**高知県告示第714号**

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う区域  
高知県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地  
(1) 新宿本店構造判定室  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号  
(2) 構造判定室横浜事務所  
神奈川県横浜市中区尾上町4番57号
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務

5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日  
平成27年12月22日

**高知県告示第715号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の名称の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市永国寺町5番15号  
高知県公立大学生協同組合  
理事長 一色 健司

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市池2751番地1 高知県立大学内  
高知県立大学生協同組合池ショップ  
(変更後) 高知市池2751番地1 高知県立大学内  
高知県立大学生協同組合池ショップ

3 変更承認年月日

平成27年4月1日

**高知県告示第716号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地及び名称の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市永国寺町5番15号  
高知県公立大学生協同組合  
理事長 一色 健司

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市永国寺町5番15号 高知県立大学内  
高知県立大学生協同組合永国寺ショップ  
(変更後) 高知市永国寺町6番28号 高知県立大学内  
高知県公立大学生協同組合永国寺ショップ

3 変更承認年月日

平成27年4月1日

**高知県告示第717号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の名称の変更について届出があつ

たので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市永国寺町5番15号  
高知県立大学生協同組合  
理事長 一色 健司

(変更後) 高知市永国寺町5番15号  
高知県公立大学生協同組合  
理事長 一色 健司

2 変更年月日

平成27年4月1日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があつた農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市東崎97番地  
伊尾木 健  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市下末松字米屋東36番、37番、38番、39番、40番及び41番1
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市小籠430番地2  
山崎 隆弘  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市下末松字米屋東30番1、31番、34番及び35番
- (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市東崎510番地2  
鈴木 郁馬  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市小籠字天神丸519番、520番1、521番1及び522番1並びに宇土居547番1、岡豊町小籠字土居622番ハ、622番ニ、626番2、626番3及び626番4並びに上末松字神母913番1、914番1、914番2及び916番1
- (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市上末松970番地2

島内 浩光  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市東崎字坂本田685番

2 認可年月日  
平成27年12月22日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、北川村の行う和田地区（和田換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成27年12月22日から平成28年1月28日まで

3 縦覧場所

北川村役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年11月26日 27高都計第434号	南国市国分字虫塚 1250番1の一部ほか	南国市国分1250番地4 小松 雄大

選挙管理委員会告示

**高知県選挙管理委員会告示第110号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の

数は、2,681人である。

平成27年12月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第111号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,360人である。

平成27年12月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第112号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,667人である。

平成27年12月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

**高知県選挙管理委員会告示第113号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	91,981人
室戸市・東洋町選挙区	5,176人
安芸市・芸西村選挙区	6,320人
南国市選挙区	13,113人
土佐市選挙区	7,824人
須崎市選挙区	6,401人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,035人
土佐清水市選挙区	4,262人
四万十市選挙区	9,722人
香南市選挙区	9,202人
香美市選挙区	7,653人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,298人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,663人
吾川郡選挙区	8,722人

高岡郡選挙区  
黒潮町選挙区

17,228人  
3,405人